

# 契約書

特定非営利活動法人クリエイト静岡  
よいち友遊デイサービス

## 通所介護・「総合事業」重要事項説明（よいち友遊デイサービス）

厚生労働省第 37 号第 105 条の規定に基づき、特定非営利活動法人クリエイト静岡・よいち友遊デイサービスが提供する通所介護、および静岡市の日常生活支援事業第一号通所事業における通所介護相当サービス（「総合事業」と略）の内容に関する重要事項は次の通りです。

### 1 事業者の概要

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2274201454                      |
| 名 称       | 特定非営利活動法人クリエイト静岡<br>よいち友遊デイサービス |
| 所在地       | 〒420-0949 静岡市葵区与一 3 丁目 5-66     |
| 電話番号      | 054-205-1050                    |
| 代表者       | 理事長 服部憲幸                        |
| 管理者       | 武田京子                            |
| サービス提供地域  | 静岡市                             |

### 2 職員の概要

| 職種    | 職員数            |
|-------|----------------|
| 管理者   | 1 人 [常勤兼務]     |
| 生活相談員 | 1 人以上 [常勤専従他]  |
| 看護職員  | 1 人以上 [常勤専従他]  |
| 介護職員  | 5 人以上 [非常勤兼務他] |

### 3 施設の概要

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 定 員       | ○一般型 30人(1単位)              |
| 食堂及び機能訓練室 | 116.15 m <sup>2</sup>      |
| 浴室        | ○一般浴槽 21.33 m <sup>2</sup> |
| その他の設備    | ○静養室 14.22 m <sup>2</sup>  |
|           | ○相談室 18.04 m <sup>2</sup>  |
|           | ○送迎車 5 台                   |

### 4 営業日及び営業時間

|   |                    |
|---|--------------------|
| 平 日(月曜日～土曜日)  | 9 時 15 分～16 時 30 分 |
| 日・祝祭日の振替月曜日、ゴールデンウィークと年始年末の休日<br>のうち利用者の要望・希望で相談・確定した日。 | 9 時 15 分～16 時 30 分 |

### 5 サービスの概要

#### (1) 通所介護・「総合事業」におけるサービスの内容

|   |
|---|
| 1.通所介護の実施 2.食事の提供 3.入浴の提供 4.送迎の提供 5.生活相談・事業所等の連絡調整<br>6.運動器機能向上・口腔ケアの実施 7.その他<br>* サービスの提供は通所介護計画・「総合事業」支援計画表に基づき、懇切丁寧に行います。<br>* サービスの提供に用いる設備器具等については安全、衛生に万全を期します。 |
|---|

#### (2) 通所介護の利用に当たって

|           |   |
|-----------|---|
| プライバシーの保護 | 通所介護の職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を負います。 |
|-----------|---|

|          |   |
|----------|---|
| 事故発生時の対応 | 迅速、誠実に対応いたします<br>万が一事故発生に備え保険に加入しています。          |
| 病状緊急時対応  | 常時連絡が可能な体制をとります。<br>連携医療機関 静岡田町診療所 054-253-9101 |
| 非常災害対策   | 防災計画に基づく対応と訓練の実施等を行います。<br>防火管理者 武田京子           |

## 6 利用料金

### \* 利用料

ア 介護保険による下記の料金の1割(または2割)を請求させていただきます(割合が国の政策で変更された場合、それに沿って請求させていただきます)。

#### 基本単位

|   |   |
|---|---|
| 要介護   | 要介護Ⅰ:645 単位/日、要介護Ⅱ:761 単位/日、要介護Ⅲ:883 単位/日<br>要介護Ⅳ:1,003 単位/日、要介護Ⅴ:1,124 単位/日 (一日、7～8時間の場合)<br>入浴介助:50 単位 サービス提供体制強化加算Ⅱ:6 単位/日<br>介護職員処遇改善加算Ⅲ:所定単位の 2.3% |
| 「総合事業」  | 要支援Ⅰ:1,647 単位/月(サービス提供体制強化加算Ⅱ1:24単位)<br>要支援Ⅱ:3,377 単位/月(サービス提供体制強化加算Ⅱ2:48単位)<br>介護職員処遇改善加算Ⅲ:所定単位の 2.3%  |
| 食事提供 560 円(通所・「総合事業」共通)                               |   |
| * 基本料金は、所定の単位の 10 円27銭を乗じて得た金額です。                     |   |
| * 利用者の利用状況により、各々の所定の単位で、介護報酬規程に基づき、減額計算いたします。(通所介護)   |   |
| * 短期入所等他の施設介護を受けている間は介護保険からの支払いは受けられません。              |   |
| * 厚生労働省告示第 19 号に規程されている食事、入浴を受けた場合は、一定の料金を負担していただきます。 |   |
| * 介護職員処遇改善加算が合計単位数に対し、2.3%増しになります。                    |   |

イ 利用者の都合により当日の利用をキャンセルした場合には、下記の料金をいただく場合があります。

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| ご利用当日の午前8時までにご連絡がなかった場合 | 食事代 |
|-------------------------|-----|

ウ 利用者が保険料の滞納により、被保険者証に償還払いの記載がある場合、費用の全額は一旦支払うとともに当事業所の発行する証明書で静岡市の窓口で保険適用部分の 9 割または8割の支払いを受けることができます(割合が国の政策で変更された場合、それに沿って変更されます)。

### \* 支払いの方法

利用者が利用料金を支払う場合の方法については、月毎の清算とします。毎月 15 日までに前月分の利用料金の請求書によりお支払いいただきます。支払は、①現金集金、②金融機関への振込、③金融機関口座からの自動引き落とし、以上三つの方法のうちから選択します。

## 7 サービスの終了について

ア 利用者の都合で終了する場合は、14 日前までに文書で申し込んでください。

イ 当事業所のやむを得ない事情により終了する場合は、一ヶ月前までに文書により通知します。

ウ 次の場合は、自動的にサービスを終了します。

○ 利用者の要介護状態が自立と認定されたとき。

- 利用者が介護保険施設に入所したとき。
- 利用者が亡くなったとき。

#### 8 通所介護サービスに対する苦情

当事業所が行った通所介護サービスについての苦情相談を承ります。

サービスの内容に関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談ください。

相談窓口 生活相談員主任 海野貴子 (054-205-1050)

また、下記においても苦情相談窓口を開いております。

静岡市役所介護保険課(054-221-1202)

静岡県国保連合会介護保険相談窓口(054-253-5590)

## 個人情報使用に関する説明書

利用者及びその家族の個人情報に関しては、個人情報保護の立場から、下記の目的以外の使用は行いません。

### 1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整において必要な場合。但し、個人情報の提供は必要最小限度とし、提供に当たって関係者以外に漏れないよう細心の注意を払います。

### 2. 使用する期間

契約書に定める期間と同じ。

## 「よいち友遊デイサービス」(通所介護・「総合事業」)契約について

「利用者」と「よいち友遊デイサービス」(通所介護・「総合事業」事業所。以下「事業所」といいます)は、事業所が利用者に対して提供する通所介護・「総合事業」について次の通り契約します。

### (契約の目的)

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者及びその家族の身体的、精神的負担を軽減する事を目的とする通所介護・「総合事業」について定めます。

### (通所介護・「総合事業」の内容)

第2条 第1項 事業者は、別紙重要事項説明書に定める内容の通所介護・「総合事業」を提供します。

第2項 通所介護・「総合事業」の提供は、当事業者の生活相談員、看護職員等の従業員があたります。

第3項 事業者は、通所介護・「総合事業」の提供にあたっては、利用者の要介護・支援状態区分にしたがって、また利用者の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して、利用者にサービスを提供します。

### (契約期間)

第3条 この契約の期間は、 年 月 日から、第11条の契約の終了日までとします。

### (通所介護計画)

第4条 第1項 当事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護計画を作成します。

第2項 管理者は、通所介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に通所介護計画の内容を説明します。

### (居宅サービス計画の変更の援助)

第5条 事業者は、利用者が居宅サービス計画・「総合事業」サービス支援計画表の変更を希望する場合は、利用者の担当の介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

### (サービス内容の変更)

第6条 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は利用者からのサービス内容の申し出があった時は、この契約の目的に反するなど変更を拒否するなど正当な理由がない限り、サービスの内容を変更するものとします。

(緊急時等の対応)

第7条 通所介護従事者は、通所介護の提供時に、利用者に病状の変化が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

(秘密保持義務)

第8条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。

第2項 事業者は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

第3項 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意、その家族の個人情報を用いる場合は、当該家族から文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を使用しません。

(利用料金)

第9条 利用者は、事業者は、原則としてこの契約に基づく通所介護(介護保険適用部分)・「総合事業」に要する費用の1割(または2割)を支払います(割合が国の政策で変更された場合、それに沿って請求させていただきます)。ただし、利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(利用者が保険料を滞納しているため、償還払いになる旨の記載)があるとき等は、利用者は、一旦費用の全額を事業者は、支払います。

第2項 利用者は、介護保険の適用範囲を超えた部分の通所介護サービスの利用については、費用の全額を支払います。

第3項 第1項但し書きにより利用者が費用の全額を事業者は、支払った場合、事業者は、利用者にはサービス提供証明書を発行します。利用者は、この証明書を後日当該市の窓口にて提示すれば、9割の払い戻しを受けることができます。

第4項 事業者は、利用者の希望により、通常の事業の実施地域外の地域に居住する利用者に対して行う、食事費(560円)、おむつ代(実費)等、その他日常生活において通常必要とされる費用の支払いを利用者に請求できます。

第5項 事業者は、通所介護・「総合事業」の提供に当たっては、予め利用者及びその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の了解を得ます。

(利用者料金支払い方法等)

第10条 利用者は通所介護・「総合事業」の対価として、別紙重要事項説明書の定める利用料金の合計を月ごとに支払います。

第2項 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書を、翌月15日までに利用者へ送付します。

第3項 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月の末日までに支払います。

第4項 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行します。

(契約の終了)

第11条 利用者は14日以上予告期間において文書で事業者に届け出る事により、この契約を解除できます。但し、次の事由に該当する場合には、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- 事業者が守秘義務に違反したとき。
- 事業者が社会通念に逸脱した行為を行ったとき。
- 事業者が破産したとき。

第2項 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を明示した文書で通告することにより、直ちにこの契約を解除できます。

- (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催促したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料金の支払いがないとき。
- (2) 利用者がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めた時。

第3項 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。この場合損害賠償義務は存在しないものとします。

- (1) 利用者が介護保険施設に入院または入所した場合。
- (2) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。
- (3) 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第12条 事業者は、通所介護・「総合事業」の提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

第2項 事業者は、通所介護・「総合事業」を提供する上で、この契約の条項に違反し、又は事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の開示と保存)

第13条 事業者は、サービス提供記録を利用者が求めた場合は遅滞なく開示に応じます。

また、利用者に対する通所介護・「総合事業」の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後2年間保存します。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第14条 事業者は、通所介護・「総合事業」の提供にあたり、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス、または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第2項 事業者は、通所介護・「総合事業」の提供の終了(解約の場合も含みます)に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、終了の旨の内容を速やかに居宅支援事業者に連絡します。

(苦情処理)

第15条 利用者又はその家族は、事業者が提供した通所介護・「総合事業」に関する苦情がある場合は、いつでも別紙重要事項説明書に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられた時は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。

第2項 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

(裁判管轄)

第16条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむをえず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄とする裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令に従い、利用者及び事業所が審議に従い誠実に協議して決定します。

以上の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その 1 通を所持します。

年 月 日

利用者 住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

事業者 所在地 静岡市葵区田町 5-69  
名 称 特定非営利活動法人クリエイト静岡  
代表者 服部憲幸 印

事業所 所在地 静岡市葵区与一 3-5-66  
名 称 よいち友遊デイサービス  
管理者 武田京子

説明者 \_\_\_\_\_